

●町内会は公共的団体である

今更、町内会は公共的団体であらうとばかりか、大したことではないかと思われ、公共的性格を明確にしないといふこともある。例之は「管理の委託は公共団体又は公共的団体に對してのみである」と他の団体又は個人には委託できない。

とすれば、関連する町会として、
 ① 遷移地方自治法24条の二
 ② 普通地方公共団体
 ③ 都道府県市町村

④ 地方公共団体
 ⑤ 特別地方公共団体の組合、財産団、地方兩替事業団

▲公共的団体とは、農業協同組合、生活協同組合、赤十字社、青年団のごとく公共的の活動を営むものといふ。法人であるとは問われない。(行実昭和24.1.13)

この解釈は、具体的には、部落会、町内会、自治会、地域内世帯と原則として網羅しているものは公共的団体として認められる。
 (自治省地方自治研究会)
 (新コミニティー読本七四頁)

このことについて、当事務局より次のお二人の权威筋へ文書でお伺いしてみた。
 ● 弘前大学助教 佐藤三三氏
 ● 地方自治研究資料センター所長 加藤富子氏

佐藤先生より「長々と電話で説明してくだされ、結論は「町内会は公共的団体である」と確言。加藤先生よりは、文書で解答をいただいた。以下原文そのまゝ、

おたより拝見いたしました。公共的団体は、自治省行政課の実例でも「公共的の活動を行う団体であつて法人であるかどうかは関係ない」と広く解釈されております。特に現在では、実践についても住民参加が、めづられていた時代でもあり、

町内会は公共的団体に入ることの確だと思ひます。学陽書「房奔行の「遷移地方自治法」の三四条の二の説明とよまれると明かです。

四月二十五日
 地方自治研究資料センター所長 加藤富子
 佐藤勝男様

伸言
 町連

町会の性格論とすると、どうしても堅くわしい法律用語がでてくるし、おもしろくない、上記のことごとく大体性格もおわかりかと思ひます。単に趣味人のグループである「ゴルフクラブ、麻雀クラブ、野球クラブ等」とゴッチャにされてはたまらぬ。たゞ町内会といつても能力にはピンからキリまであり、規模の大小あり、公共的団体だからといつても公共的施設の管理とか委託とすれば、それはそれで異つた次元の話になり、事情もいろいろで、

●最近の行事と主要案件

- 5/31 各部合同会議 (年度計画の検討と発表)
- 6/1 新任町会長研修会 (町会の機能、あり方、町会の事務)
- 6/9 執行部会 (各部計画の調整、市長、ごん談の案件について)
- 6/21 役員会 (年度計画、顔合せ、前会長送別)
- 6/22 梨木センターとの連絡協議会 (資源回収、外)
- 6/24 市長と町連幹部の集い (事務移転、補助関係他)

●ゴミ看板予約交付

三年前に久松サークルで無料で提供したが、大分いたんで、町会が多く、要望もあつたので、再び製作することに。但し、入ホンサーなし、広告面もないので、すっきりしたものに、一枚製作費四百円、たが、ポリ袋、会計より助成し、町会へ一枚二百円で、希望の町会は電話で予約してください。但し、一枚で打ち切ります。(先着順) (単位町会、少量注文の場合、一枚千五百円に、なります)

●街路灯の高さについて

いつかの会合で、街路灯の高さについて質問された方があつたが、東北電力へ問い合わせたところ、次のような回答でした。
 原則として地上六米である。

但し、中央分離帯など、交通に支障ない場合、四米以上とする。道路外で人が容易に立ち入り得る場所に設置する場合は、四米以上とする。

●町会名法の取扱について

新しい、今年度の名法は、東西南北中の五地域と三十二の地已にわけた名実と、これに町会連合会独自の組織になつて、規約、弔慰、表彰の規程などもあつたので、町会長異動の際は、必ず引継いでください。一般の物売り業者へは、貸出しは、いりません。

五日六日逝去
 故山田町々会長 木村定雄 殿
 七十四才